

青森県報

第三千七百三十八号

平成二十五年

九月二日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………

(健康福祉課) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 一

技能検定試験の施行……………

(労政・能力開発課) …… 二

保安林皆伐許容面積の限度……………

(林政課) …… 三

公 告

平成二十六年刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札……………

(県民生活文化課) …… 五

県有地の売却に係る一般競争入札の中止……………

(港湾空港課) …… 六

県有地の売却に係る一般競争入札……………

(同) …… 六

建設業者の許可の取消し……………

(中南地域局) …… 七

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………

(三八地域局) …… 七

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(学校施設課) …… 八

告 示

青森県告示第六百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
		名 称	事 業 者 所 在 地	
有限会社 ンライズ	五所川原市大 字漆川字袖掛 一五一の九	主たる事務所 の所在地	五所川原市大 字姥范字桜木 二五五	平成 二五・九・二
五所川原市大 字姥范字桜木 二五五	訪問看護ステ ーションあお ぞら	名 称	五所川原市大 字姥范字桜木 二五五	
五所川原市大 字湊字船越三 一一の二		所 在 地	五所川原市大 字姥范字桜木 二五五	

青森県告示第六百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		事業者		事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
変更前 有 限 会 社 サ ン ラ イ ズ	五所川原市大字漆川字袖掛一五の九	訪問看護ステーションあおぞら	五所川原市大字姥沼字桜木二五	五所川原市大字湊字船越三一	五所川原市大字漆川字袖掛一五の九	平成二三年一
変更後 有 限 会 社 サ ン ラ イ ズ	五所川原市大字漆川字袖掛一五の九	訪問看護ステーションあおぞら	五所川原市大字姥沼字桜木二五	五所川原市大字湊字船越三一	五所川原市大字漆川字袖掛一五の九	平成二五年九二

青森県告示第六百六十四号

平成二十五年後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機

械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）（ただし、学科試験のみ実施）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十五年十二月四日（水）から平成二十六年二月十六日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十六年一月二十六日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 平成二十六年二月二日（日）に実施する検定職種

(1) 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図

(3) 三級

機械加工、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図

(三) 平成二十六年二月九日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、建

築大工、鉄筋施工、電気製図、塗装

(2) 三級

機械検査、和裁、建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十五年十月七日(月)から同月十八日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第六百六十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十五年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、四〇二・四二
岩木川下流	"	五一一・三〇
岩木川上流	"	八八二・九八
平川	"	三三三・四四
浅瀬石川	"	六五六・二四
今別川(蟹田川)	"	一、〇二〇・〇八
青森地区	"	七七四・九六
下北東部	"	一、二八七・七二
下北西部	"	九三六・二二
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六二七・四一
奥入瀬川	"	五三九・九二
馬淵川下流	"	九一五・二四
新井田川	"	一五二・〇六
中村川(笹内川)	土砂流出防備保安林	一八一・〇二
岩木川下流	"	三一八・〇四
岩木川上流	"	七・四〇

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・七二	九六・四〇	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	七三・一四	四〇・六八

三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市
保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"
一五五・六二	八・六四	八・二二	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八

南部地区

"

八六・三八

公 告

平成二十六年年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次の1及び2に掲げる業務の委託

1 平成二十六年年度刊行「青森県史 文化財編 建築」制作業務

2 平成二十六年年度刊行「青森県史 資料編 近世6 幕末維新期の北奥」制作業務

務

二 業務内容 入札説明書による。

三 履行期限 平成二十七年三月三十一日

四 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

五 入札方法

一の1及び2に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

六 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

七 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

電話 〇一七 七三四 九三三九

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

(二) 日時 平成二十五年九月十七日 午後二時

八 入札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

2 日時 平成二十五年十月二日

午前十時 「青森県史 文化財編 建築」制作業務

午前十時三十分 「青森県史 資料編 近世6 幕末維新期の北奥」

制作業務

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第

二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。

中止の理由

県有地の売却に係る一般競争入札の中止

平成二十五年八月十六日付けで公告した県有地（八戸市城下二丁目二〇の三）の売却に係る一般競争入札を中止するので、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第四百三十三条の規定により公告する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

中止の理由

一般競争入札に付する事項の内容の一部に不備が認められたことによる。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市城下二丁目二〇の三	雑種地	三五五・六四平方メートル

二 予定価格

千九十一万八千四百四十八円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成二十五年九月十三日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十五年九月六日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の三において現

場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 イシオカホーム

二 代表者の氏名 石岡 博昭

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字福村字福富四五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第二〇〇四四一号

五 取消年月日 平成二十五年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十五年八月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成二十五年八月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月二日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年八月十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
カメイ株式会社
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一の一八
- 六 契約金額
一キロリットル 八万三千六百八十五円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号
契約の相手方を決定した手続
- 八 購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲

内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭